＜サービス業　中小企業の安全衛生教育カリキュラム＞

下記【労働安全衛生規則】及び【労働安全衛生法施行令】を引用しておりますが、これによりますと、「労働安全衛生法施行令第 2 条第 3 号に掲げる業種（＝その他の業種 1,000 人）の事業場の労働者については、労働安全衛生規則第 1 号から第 4 号までの事項についての教育を省略することができる。」とあります。

【労働安全衛生規則】より引用。

第 35 条 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、 教育を行なわなければならない。

ただし、令第 2 条第 3 号に掲げる業種の事業場の労働者については、第 1 号から第 4 号までの事項についての教育を省略することができる。

1　機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。

2　安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。

3　作業手順に関すること。

4　作業開始時の点検に関すること。

5　当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。

6　整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関すること。

7　事故時等における応急措置及び退避に関すること。

8　前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

2　事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

【労働安全衛生法施行令】より引用。一部省略。

第 2 条

労働安全衛生法第 10 条第 1 項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

1 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 100 人

2　製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、
各種商品卸売業、家具・建具・じゆう器等卸売業、各種商品小売業、
家具・建具・じゆう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、
自動車整備業及び機械修理業 300 人

3　その他の業種 1,000 人